

大山山麓・日野川流域魅力向上補助金審査会設置要綱

(設置)

第1条 大山山麓・日野川流域魅力向上補助金交付要綱（令和2年4月1日施行。以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、補助対象事業を公平かつ厳正に決定するため、大山圏域魅力向上補助金審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審査会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 補助対象事業の審査に関すること
- (2) その他、大山山麓・日野川流域観光推進協議会長（以下「会長」という。）が必要と認める事項

(委員)

第3条 審査会は、審査員11人以内をもって構成し、会長が委嘱する。

(審査員の任期)

第4条 審査員の任期は1年とする。

- 2 審査員は、再任されることができる。ただし、審査員が欠けた場合における補欠審査員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審査員長及びその職務)

第5条 審査会に審査員長を置く。

- 2 審査員長は、大山山麓・日野川流域観光推進協議会事務局長（米子市経済部文化観光局長）がこれに当たる。
- 3 審査員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

(会議)

第6条 審査会は、必要に応じて審査員長が召集する。

- 2 会議は、審査員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(審査基準)

第7条 審査は、別表に定める審査基準に基づき実施する。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、大山山麓・日野川流域観光推進協議会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。